

税の専門家、税理士が無料でお応えいたします

# 確定申告**無料**税務相談会 開催のお知らせ

東日本大震災被災者・避難者の方も含みます

東北税理士会館における相談受付時間は、午前9:30～午後4:00まで

ララガーデン長町における相談受付時間は、午前10:00～午後4:00まで

## ご相談会場および開催日時のご案内



会場

### 東北税理士会館

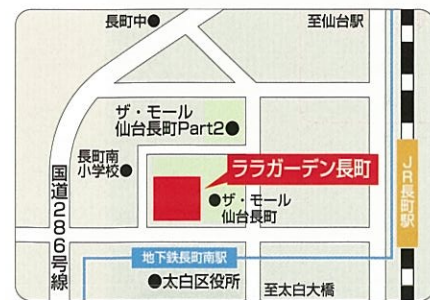
仙台市若林区新寺1丁目7番41号

※会場は、駐車できる台数に限りがあります。  
最寄りの公共交通機関をご利用ください。

- JR仙台駅東口 徒歩約15分
- 地下鉄南北線「五橋駅」出口は北3 徒歩約10分

2月	2日 <sup>土</sup>	3日 <sup>日</sup>	9日 <sup>土</sup>	10日 <sup>日</sup>
	16日 <sup>土</sup>	17日 <sup>日</sup>	23日 <sup>土</sup>	24日 <sup>日</sup>
3月	2日 <sup>土</sup>	3日 <sup>日</sup>		

税理士記念日



会場

### ララガーデン長町

仙台市太白区長町7丁目20番5号

- 地下鉄南北線「長町南駅」直結
- JR「長町駅」下車 徒歩9分

2月 23日<sup>土</sup> 税理士記念日

税のこと  
悩む前に  
相談しよう。



税理士会  
イメージキャラクター  
真矢 みき

# 確定申告無料税務相談会開催のお知らせ

## 会場にご持参いただきたい資料

チェック欄は、ご持参資料の確認用にご利用ください。

### 1 共通

チェック欄

●平成24年分の所得金額が分かるもの

給与所得・公的年金等の源泉徴収票など

●平成24年分の所得控除額が分かるもの

医療費の領収書、国保の領収書など、国民年金の控除証明書  
生命保険料・地震保険料控除証明書、寄附金の受領証など

●振込先の金融機関名と口座番号が分かるもの

### 2 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の繰越控除を申告される方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄

●平成23年分の「確定申告書の控え」、「損失額の計算書の控え」、  
「更正通知書」(平成22年分で雑損控除を適用された方は、平成22  
年分の控えも併せてご持参ください。)

●平成24年中に支払った被害を受けた資産(住宅・家財・自家用車)の  
取壊し・除去・修繕等を行った方でその工事内容や金額が分かるもの

領収書・請求書など

●平成24年中に受け取った保険金等の金額が分かるもの

### 3 東日本大震災で被災した家屋等の損害に係る 雑損失の申告をしていない方

1の共通以外に、次のもので該当するもの

チェック欄

●平成23年分の所得金額が分かるもの

●平成23年分の所得控除額が分かるもの

●被害を受けた資産の取得時期・取得価格が分かるもの

売買契約書、請負契約書、固定資産税・都市計画税納税通知書など

●被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用などが分かるもの

請求書・領収書など

●被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの

●市町村から交付されたり災証明書

◎揃わない資料がある場合でも  
お気軽にご相談ください。